

## 平成 25 年度 第 1 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

### I 委嘱式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 保健福祉部長挨拶

### II 第 1 回 推進協議会

- 1 協議会開会
- 2 委員自己紹介及び幹事紹介 (資料 2)
- 3 会長及び副会長互選
- 4 会長挨拶
- 5 報告
  - ・ 杉並区障害者福祉推進協議会の運営について (資料 1、3、4)
  - ・ 杉並区の障害者相談支援体制について (資料 5)
  - ・ 児童発達支援事業の現況について (資料 6)
  - ・ 就労支援の取り組み近況について (資料 7)
  - ・ 障害者虐待防止への取り組みについて (資料 8)
  - ・ 福祉救護所の指定について (資料 9)
- 6 議題
  - (1) 第 4 期障害者福祉推進協議会の検討事項について
  - (2) 障害者の地域生活に関する調査について (資料 10)
- 7 その他  
次回 日程等

### **【配布資料】**

- 資料 1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱
- 資料 2 平成 25 年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿
- 資料 3 平成 23・24 年度 障害者福祉推進協議会の開催状況
- 資料 4-1 杉並区障害者福祉推進協議会・地域自立支援協議会イメージ図
- 資料 4-2 第 4 期杉並区地域自立支援協議会の運営方針について
- 資料 4-3 第 4 期相談支援部会の活動について
- 資料 4-4 第 4 期地域移行促進部会の活動について
- 資料 5-1 平成 25 年度からの杉並区の障害者相談支援体制について
- 資料 5-2 杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」
- 資料 5-3 サービス等利用計画の作成について
- 資料 6 杉並区の児童発達支援事業について
- 資料 7 杉並区における就労支援の取り組み近況について
- 資料 8-1 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について
- 資料 8-2 杉並区の虐待関連組織と相談・通報窓口
- 資料 9 区立障害者・障害児施設(通所系)の福祉救護所の指定について
- 資料 10-1 平成 25 年度障害者の地域生活に関する調査(障害者基礎調査)について
- 資料 10-2 (参考) 平成 22 年度実施障害者基礎調査 調査項目

杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱

平成19年3月29日  
杉並第86214号

改正 平成19年5月8日杉並第9107号  
(設置)

第1条 障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図るため、杉並区障害者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること。
- (4) その他障害者福祉の推進に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員23名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉団体の代表 2人以内
- (3) 地域団体の代表 2人以内
- (4) 障害者団体の代表 6人以内
- (5) 保健・医療関係者 2人以内
- (6) 教育関係者 2人以内
- (7) 就労関係者 2人以内
- (8) 相談支援及びサービス事業者の代表 2人以内
- (9) 権利擁護関係者 1人
- (10) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

(専門部会の設置)

第7条 協議会を効率的に運営するため、必要があるときは、専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会は、協議会が指定する事項について、調査研究を行い、協議会に報告する。
- 3 専門部会の構成員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 杉並区障害者福祉懇談会設置要綱(昭和61年5月28日杉厚障発第136号)及び杉並区精神保健福祉連絡協議会設置要綱(平成9年6月20日杉衛地発第34号)は、廃止する。

附 則(平成19年5月8日杉並第9107号)

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

No.	委員氏名	団体名等	備考
1	助川 征雄	聖学院大学	学識経験者
2	小田 敏雄	田園調布学園大学	
3	鈴木 美佳子	杉並区社会福祉協議会	社会福祉団体の代表
4	三田 利春	杉並区民生委員児童委員協議会	
5	斎藤 敬子	杉並区商店会連合会	地域団体の代表
6	大澤 俊	杉並区町会連合会	
7	高橋 博	杉並区障害者団体連合会	障害者団体の代表
8	永田 直子	杉並区知的障害者育成会	
9	山下 幸一	杉並家族会	
10	菅井 孝雄	杉並区視覚障害者福祉協会	
11	鈴木 道夫	杉並区聴覚障害者協会	
12	杉原 千鶴子	杉並区肢体不自由児者父母の会	
13	甲田 潔	杉並区医師会	保健・医療関係者
14	須藤 博子	杉並区訪問看護ステーション	
15	松浦 隆太郎	杉並区立済美養護学校	教育関係者
16	大和田 耕平	東京都立永福学園	
17	平澤 和夫	新宿公共職業安定所	就労関係者
18	土屋 義雄	杉並区障害者雇用支援事業団	
19	春山 陽子	杉並区障害者地域相談支援センター高井戸	相談支援及び サービス事業者の代表
20	藤田 洋二	マイルドハート高円寺	
21	佐々木 和行	杉並区成年後見センター	権利擁護関係者
22	陶山 満雄	東京都立中部総合精神保健福祉センター	関係行政機関
23	窪田 善一郎	警視庁高井戸警察署	

No.	幹事氏名	役職
1	長田 斎	保健福祉部長
2	田部井 伸子	保健福祉部管理課長
3	武井 浩司	保健福祉部障害者施策課長
4	福原 善之	保健福祉部障害者生活支援課長
5	山崎 佳子	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
6	畦元 智恵子	保健福祉部高齢者施策課長
7	宮本 謙一	杉並保健所保健予防課長
8	原田 洋一	保健福祉部子育て支援課長

## 平成23・24年度 障害者福祉推進協議会の開催状況

### 23年度会議の経過

	開催日	主な議題
第1回	6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者計画/第3期障害福祉計画の策定について</li> <li>○ 計画部会の設置について</li> <li>○ 杉並区基本構想および障害者計画/第3期障害福祉計画について意見交換</li> </ul>
第2回	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の災害時要援護者対策について意見交換</li> <li>○ 障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について</li> </ul>
第3回	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者施策関連予算について</li> <li>○ 障害者虐待防止対応体制について</li> <li>○ 障害者自立支援法改正に伴う協議会の役割について</li> </ul>

### 24年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉計画の策定について</li> <li>○ 障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会の役割と連携について</li> </ul>
第2回	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉計画素案について</li> <li>○ 杉並区の相談支援体制の再構築について</li> <li>○ 障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について</li> </ul>
第3回	3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者総合支援法施行関連</li> <li>○ 杉並区の相談支援体制について</li> <li>○ 障害者虐待防止の取り組み状況</li> <li>○ 第3期障害者福祉推進協議会のまとめ</li> </ul>

### 取り組み内容について

- 第3期杉並区障害者福祉推進協議会では、国の制度改正および障害者虐待防止法施行等の国の動きに合わせ、区の取り組み状況を協議会に報告するとともに、ご意見をうかがいながら施策に反映させてきた。
- 協議会の専門部会である「計画部会」を設置し、区の基本構想に基づきながら障害者計画/第3期障害福祉計画素案の策定を行った。
- 平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」の経験を区の災害時要援護者対策に活かすべく情報提供、想定される課題などの意見交換をした。
- 障害者自立支援法改正により、自立支援協議会が法定化されたことに伴い、本協議会との役割分担や連携のあり方について意見交換を行った。本協議会は区の施策への提言および策定された計画の進捗状況の監査等を行い、合わせて障害者虐待防止及び権利擁護についての行政と民間組織での課題共有と連携推進を図る役割があることを確認した。

# 〈杉並区障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会設置イメージ図〉

第1回障害者福祉推進協議会  
平成25年8月1日 資料4-1

旧: 杉並区障害者福祉懇談会

目的: 障害者福祉施策の推進にあたりその施策に関する意見を集約する。

旧: 杉並区精神保健福祉連絡協議会

目的: 精神保健福祉事業について、関係機関及び団体などの連携を図り、精神障害者に対する地域ケアを充実し、区民のこころの健康の保持及び増進を図る。

## 杉並区障害者福祉推進協議会

## 杉並区地域自立支援協議会

連携

### 〔目的〕

障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図る。

### 〔所掌事項〕

- 障害者福祉施策の計画策定・推進に関すること
- 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること
- 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること
- その他、障害者福祉の推進に関すること

### 〔委員構成〕

- |                   |      |            |      |
|-------------------|------|------------|------|
| ・学識経験者            | 2人以内 | ・教育関係者     | 2人以内 |
| ・社会福祉団体の代表        | 2人以内 | ・就労関係者     | 2人以内 |
| ・地域団体の代表          | 2人以内 |            |      |
| ・相談支援及びサービス事業者の代表 | 2人以内 |            |      |
| ・障害者団体の代表         | 6人以内 | ・権利擁護関係者   | 1人以内 |
| ・保健・医療関係者         | 2人以内 | ・関係行政機関の職員 | 2人以内 |

### 〔部会〕

- ・協議会が指定する事項で必要時設置
- ・検討テーマによって、協議会の委員の一部を含み会長が指名

区の障害施策に意見を  
もらう場  
(計画策定、進捗確認)  
地域や、関係官庁等に  
障害施策への理解を深  
めていただく場

### 〔目的〕

障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核となる

### 〔所掌事項〕

- 相談支援事業の運営に関すること
- 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
- 適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議の促進に関すること
- その他障害者福祉の増進に必要なこと

### 〔委員構成〕

- |          |      |          |      |
|----------|------|----------|------|
| ・学識経験者   | 1人   | ・就労関係者   | 1人   |
| ・障害当事者   | 3人以内 | ・サービス事業者 | 4人以内 |
| ・保健医療関係者 | 1人   | ・相談支援事業所 | 6人以内 |
| ・教育関係者   | 3人以内 | ・権利擁護関係者 | 1人   |

### 〔部会〕

- 相談支援部会
- 専門部会(第1～3期は地域移行促進部会のみ)

地域の障害者支援の  
具体的連携促進と相談  
支援から共通に上がっ  
てくる課題を明確にす  
る場

報告・意見聴取

報告・検討

障害者  
虐待防止法  
関連業務

設置根拠: 障害者基本法に準じる

設置根拠: 障害者総合支援法に基づく

## 第4期 杉並区地域自立支援協議会の運営方針について

### 1. 地域自立支援協議会の運営等に関して

#### ①委員構成の一部変更

##### **より積極的に当事者の意見を求めたい**

- ⇒障害当事者委員の数を3名以内に変更
- ⇒知的障害当事者委員を新たにメンバーに加える

#### ②本会における討議方法

##### **本会でもできるだけ具体的な議論をしたい**

- ⇒よりわかりやすい資料の作成
- ⇒区からの報告事項はできるだけ短かめに
- ⇒議論の時間をできるだけ確保

#### ③本会と部会の関係

##### **本会で議論したことがどのように活かされるのかが見えづらい**

- ⇒部会で選ばれた課題を本会で議論⇒結果を部会の議論に活かす
- ⇒会長、副会長、相談支援部会、地域移行促進部会の各部会長及びすまいる（3所）（+区事務局）からなる「幹事会」を活用し、議論されている内容を次に活かしていく

#### ④障害者福祉推進協議会との連携

##### **区が設置する2つの協議会の関係がわかりづらい**

- ⇒資料4-1 参照

### 2. 各専門部会の活動内容に関して

#### ①相談支援部会（常設）

- ・資料4-3 参照

#### ②専門部会

- ・資料4-4 参照

### 3. シンポジウムの持ち方に関して

- 今年度についても実施の方向で検討する（通算3回目）
- 運営方法：実行委員会形式による運営の継続
- 具体的には第2回地域自立支援協議会においてテーマ等含めて議論したい

# 第4期 相談支援部会の活動について

第1回障害者福祉推進協議会  
平成25年8月1日 資料4-3

第1期から第3期までの相談支援部会の取組を通じて、個々の事例に基づいた検討によって、相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築、相談支援事業所の技量アップが図られてきた。

平成25年度の区相談支援体制の変更(すまいる3所の開設、指定特定相談支援事業所による計画作成の拡大、地域ネットワーク推進係の創設)に伴って相談支援部会の再構築が必要となった。

## 相談に関わる幅広い機関による、個別の事例検討の継続

指定特定相談支援事業所(25.6現在18カ所)

障害者地域相談支援センター(すまいる) (3所)

行政相談関連機関 の全てが構成メンバーとなる相談支援部会の再構築

特定、すまいる、行政の3つの立場の部会員をバランスよく配置

Aグループ

Bグループ

Cグループ

- ☆それぞれのグループが別個に活動しながら、全体のレベルアップを図るために連携
- ☆スーパーバイズを受けながら日々の実践を振り返り、日々の実践に活かす
- ☆事例検討すること自体が目的ではなく、事例から地域の課題を抽出し、ネットワークの構築に結びつけることが部会の目的



# 第4期 地域移行促進部会の活動について

第1回障害者福祉推進協議会  
平成25年8月1日 資料4-4

第1期～第3期までの取組視点 ①住む場の条件整備 ②医療との連携 ③一人暮らし支援 ④区民理解

第3期は、地域移行支援事業の個別給付化に伴い、主に精神障害者の地域移行を促進するための条件整備として、個別給付のみでは足りない「地域移行プレ相談」について、部会から提言し、区が策定したガイドラインに盛り込んだ。知的・身体障害の地域移りの取組については課題整理を開始したところである。

積み残されている「地域移行」の課題を継続的に討議する必要性

- ◎知的障害、身体障害の方の「地域移行支援」の取組を広げるための仕組みづくり
- ◎「地域定着支援」(個別給付)の対象者イメージの具体化
- ◎第3期では取り組めなかったその他の取組の視点に関する検討

☆知的・身体障害の地域移りの検討・討議に向けた部会メンバーの再構成と、具体的取組内容の検討

## 平成25年度からの杉並区の障害者の相談支援体制について

杉並区では障害者が住み慣れた地域で必要な時に必要な相談が受けられるように相談支援事業所を整備してきましたが、平成24年度からの障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害者の相談体制の見直しを行ってまいりました。

平成25年度からの主な相談支援体制の変更点は以下のとおりです。

### <見直しの基本的な方針>

- 民間事業者と区の役割の明確化
- 支援の隙間を生まない体制の整備
- 利用者の利便性を考慮した質の高い相談支援の実施

### <平成25年度からの相談支援体制>

- (1) 特定・一般相談支援事業所（法に基づく取組）…18か所

（平成25年4月1日現在）

相談支援事業所として、サービス等利用計画の作成（個別給付）と、それに伴う相談等に対応します。

- (2) 障害者地域相談支援センターすまいる（区独自）…3か所

障害者手帳の有無や障害種別に関わらず、広く地域の障害者や家族等の生活全般に関する相談をお受けします。専門的知識・技能を持つ相談員が対応します。

各福祉事務所のエリアに1か所ずつ開設し、運営は民間の相談支援事業所に委託します。

- (3) 障害者施策課地域ネットワーク推進係

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第77条の2に規定する基幹相談支援センター機能の一部を持つ係を障害者施策課が担い、特定相談支援事業所におけるケアマネジメントの質の確保や、相談支援体制全体の連携調整等を行います。

同時に障害者虐待防止センターの機能も併せ持ちます。

## 杉並区障害者地域相談支援センター すまいる

杉並区では平成25年4月から、障害者(児)の地域での相談の場として、障害者地域相談支援センターを区内に3か所開設します。運営は民間法人が行います。

### 地域相談支援センターの特徴

#### ○ 担当地域があります

福祉事務所に対応する地域を担当し、地域内にお住まいの方からの相談を受けるとともに、地域内の関係機関と共にネットワークを作ります。  
(当事者活動の支援など一部の事業は区内の全域を対象として事業を行います。)

#### ○ 障害の種別を問いません

知的障害、身体障害、精神障害等の障害種別や手帳の有無を問わず相談を受けます。

#### ○ 専門性の高い相談を受ける体制を整えます

社会福祉士や精神保健福祉士、看護師等の専門知識のある職員が対応し、複合的な課題を抱えるような世帯に出向いて行くような相談支援も行います。  
また、他の専門職種による専門相談も実施し、関係機関等からの相談にも対応します。  
(高円寺・高井戸は平成26年度から)

### 3か所の地域相談支援センター

#### ○ 地域相談支援センター すまいる「荻窪」

杉並区荻窪5-20-1 杉並区立保健医療センター(杉並保健所)2階  
TEL: 3391-1976 FAX: 3391-1012

運営法人: 医療法人社団 円祐会

休館日: 祝日 年末年始 開館時間: 平日 9時~19時 土日 9時~17時

※すまいる荻窪は地域相談支援センターの役割に加え、これまでオブリガードが行ってきた、精神障害者の地域移行や地域生活を支援する役割も担います。

#### ○ 地域相談支援センター すまいる「高円寺」

杉並区高円寺南2-24-18 杉並福祉事務所 高円寺事務所4階  
TEL: 5306-6381 FAX: 5306-6383

運営法人: 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

休館日: 月曜日 祝日 年末年始 開館時間: 平日 9時~19時 土日 9時~17時

#### ○ 地域相談支援センター すまいる「高井戸」

杉並区高井戸東4-10-5 杉並障害者福祉会館3階  
TEL: 3331-2510 FAX: 3332-1815

運営法人: 社会福祉法人 いたるセンター

休館日: 火曜日 祝日 年末年始 開館時間: 平日 9時~19時 土日 9時~17時

# 地域相談支援センターの業務内容

1 相談事業		
一般的な相談	担当地域内の障害福祉サービスを利用していない方の初期相談や、人間関係等の相談、生活に密着した相談を行います。	担当地域
アウトリーチによる相談	担当地域内の孤立し、支援が届きにくい状況にある方や、複数の問題を抱え困難な状況にある方、サービスや社会資源につなげることが困難な方へは、相手方に出向いて行き関係づくりに努めるとともに必要な支援を行います。	担当地域
ピア相談	障害当事者が自らの体験をもとに、問題を抱えた障害者に寄り添った相談を行います。	区内全域
専門相談	専門的な視点での支援が必要な方に対して、職員以外の専門講師を活用した相談を行います。	区内全域 平成25年度は荻窪のみ実施
2 地域連携・ネットワーク		
地域ネットワークの形成	自立支援協議会に参加するとともに、地域の関係機関と地域の課題についての検討や情報共有の場をもち、地域のネットワーク作りを行います。	平成25年度は準備期間とします
情報発信	地域の障害者向けの情報を発信するとともに、障害者に関する情報を地域の住民の方に発信します。	担当地域
地域人材の育成	担当地域の区民向けの事業を通じて、地域の障害者への理解を進めます。	担当地域
3 本人の自立を支援する事業		
集いの場の提供	担当地域の障害者が親しみやすく立ち寄れる場を提供します。	担当地域
自立を支援する事業	障害者の社会生活力の向上を目的として事業を行います。	区内全域
ピア相談員の育成・充実	ピア相談員を育てるための講座や、ピア相談員の情報交換を行います。	区内全域 平成25年度は荻窪のみ実施
当事者活動支援	当事者や当事者グループの活動を支援します。	区内全域
4 精神障害者の地域生活を支援する事業(荻窪のみ)		
地域移行プレ相談事業	長期に入院している方や入退院を繰り返している方を対象に、指定一般支援事業所が行う「地域移行、地域定着支援」に結びつけるような支援を行います。 また、精神科病院への情報提供や、当事者サポーターの協力による支援も行います。	区内全域
オープンスペースの運営	精神障害者の余暇活動や交流を支援する場として事業を実施します。	
電話相談	曜日や時間を定め、ピア相談員により電話相談を行います。	
5 その他の事業		
その他の事業	区からの委託を受け虐待防止に協力する事業を行います。	担当地域

地域相談支援センターに関するお問い合わせ  
杉並区保健福祉部障害者生活支援課  
長谷川・星野 3312-2111(内線2273)

## サービス等利用計画の作成について

### 1. サービス等利用計画とは

- 障害のある方が生活する際に必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するために、指定特定相談支援事業所が作成する計画のこと。
- 平成24年4月の法改正によって、障害福祉サービス受給者証を所持する方全員に対して作成が必要となった（厚生労働省令に基づき、平成24～26年度までの3カ年をかけ、障害福祉サービスの利用者全員に対して作成…約2,500～2,600名）。

### 2. サービス等利用計画の拡大に向けた区の考え方

- 区としては、サービス等利用計画の作成を円滑かつ着実に実施するために、下記のような基本的な考え方に基づいて計画的な拡大に向けた取組を進めていくこととしている。
- ①サービス利用者（家族）に対する周知・説明をできるだけ丁寧に行う。
- ②計画を作成する相談支援事業所の質の確保に向けた取組を積極的に行う。
- ③作成された計画及びモニタリングが効果的に実施されているかどうかの検証・評価の仕組み作りを併せて行う。

### 3. サービス等利用計画の作成状況等について

- 平成25年7月現在の作成件数（7月17日決定分まで）：311名  
（内訳）身体障害：31名 知的障害：106名 精神障害：174名
- 指定特定相談支援事業所の指定状況  
平成25年7月現在：事業所数…18カ所

### 4. サービス等利用計画の拡大に向けた今年度の取組について

- パンフレットの作成等、利用者にとってさらにわかりやすい情報提供
- 幅広い障害種別について、それぞれの障害特性をより深く理解するための講義、演習等、区内の指定特定相談支援事業所職員向け研修の実施（年5回を予定）
- 計画・モニタリング内容の検証・評価手法の仕組み作り

## 杉並区の児童発達支援事業について

### 1、基本的な考え方

近年の急激な療育希望者の増加に対応するため、区では次のような考え方で児童発達支援事業を行っています。

- (1) 幼稚園等では受入困難な中重度の知的障害児及び肢体不自由児支援の療育は、引き続き区が実施し、通常学級に就学が見込まれる軽度の知的障害児及び発達障害児の療育については、参入が拡大しつつある民間事業所の活用により、療育を実施する。
- (2) こども発達センターは、児童福祉法上の児童発達支援センターとして地域支援機能をさらに強化し、障害児及び障害児の保護者等への相談、障害児の預かり施設への援助・助言等を行う。
- (3) 区は、療育希望者への適切な療育先の確保に係る相談・調整及び児童通所給付費の適正化の観点から事業者に対し指導を行い、療育希望者が安心してサービスを使えるよう療育の質の確保を図る。

### 2、区独自施策

区では、早期療育の実現や療育の場の確保のために次のような施策を行っています。

- (1) 1，2歳児の利用者負担額の助成  
1，2歳児の療育は、特に保護者の意向によるところが大きいことから、費用負担を考慮することなく早期通園（通所）や療育につながるよう、1，2歳児対象の児童発達支援について無料とする。
- (2) 児童発達支援開設助成経費の補助  
事業者の参入を促すため、児童発達支援開設に係る初期経費の助成を行う。  
平成24年度1箇所  
平成25年度2箇所

### 3、区内事業者数及び利用者数等の比較

利用月	利用人数	延利用日数	区内事業者数
平成24年5月	113	1,069	1
平成25年5月	174	1,490	4(※)

※高齢者の療養通所介護及び放課後等デイサービス併設の多機能型（重心）事業所1所を含む

## 杉並区における就労支援の取り組み近況について

### 1 平成24年度の障害者の企業就労の実績について

表：杉並区における障害者の企業就労者の状況

(人)

年度	障害者雇用支援事業団						通所施設						合計					
	身体	知的	精神	発達	難病他	合計	身体	知的	精神	発達	難病他	合計	身体	知的	精神	発達	難病他	合計
22年	5	28	24	5	—	62	4	15	13	—	—	32	9	38	33	5	—	80
23年	8	27	31	8	—	83(9)	2	8	5	—	—	15	10	35	36	8	—	89
24年	5	18(5)	29(9)	12(2)	1	65(16)	1	6	13	2	0	22	6	19	33	12	1	71

※カッコ内は雇用支援事業団と通所施設を併用している人数

### 2 「すぎなみワークチャレンジ事業※1」拡大について

杉並区で平成21年度から開始した「すぎなみワークチャレンジ事業」については、平成24年度末までで4人(知的3名、精神1名)が一般就労に結び付いている。そのことから、さらなる杉並区内の障害者雇用の増進を図るため、この事業による雇用(チャレンジ雇用)の枠を平成25年度より5名から19名(知的10名、精神9名)に拡大した。それに伴い、支援員を6名配置し、支援にあたっている。支援員については、障害者雇用支援事業団の協力の下、研修やスーパーバイズ等を行い、専門性を高めている。

チャレンジ雇用の主な業務内容としては、区役所内の各部署から依頼のあった軽作業を中心に、PC入力作業、清掃作業等、本人の適性に合った仕事を経験できるように取り組んでいる。また、個別に一般就労に向けて課題の把握や目標の設定をし、関係機関を交えた定期的な個別面談を設ける等就労支援にも取り組んでいる。

今後は、障害者生活支援課だけでなく、他部署へ執務場所を拡げる等、杉並区役所全体の障害者雇用の取り組みに展開できるように検討を行っていく。

※1 杉並区が知的障害者等をパートタイマーとして一定期間(3年間)雇用することにより、その業務経験を活かして、一般企業就労へのステップとする事業

### 3 優先調達推進法への対応について

「国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(優先調達推進法)」が平成25年4月1日に施行されることに伴い、市町村(特別区を含む)は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、調達を推進し、当該年度の終了後、調達実績をとりまとめ、公表することとされた。

これを受け、区では全庁に調査を実施し、現状の物品等の調達実績及び需要の可能性について把握した。また、区内障害者就労施設にも物品等の供給実績及び今後の供給の可能性について調査を行った。現在、区の「調達方針」策定に向け、関係部署で検討を行っている。

以上

杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

1 通報後の対応状況（平成24年10月1日～平成25年6月30日）

- ①通報件数 39件
- ②事実確認調査数 26件（立ち入り調査1件含む）
- ③虐待確認数 8件
- ④②の対応状況（緊急分離0、新たなサービス等調整中6、関係機関への引き継ぎ12、経過観察4、対応不要4）

2 通報件数の内訳

以下の件数は虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

通報等の件数（ケース数）							39件
通報者内訳 (複数通報あり)	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	15	4	3	5	14	4	1
虐待の種別	養護者		障害者福祉従事者等		使用者	その他	
	21		9		2	7	
虐待の種類 (重複あり)	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的		
	21	4	24	6	6		
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	11	14	12	2	2	5(高齢者)	

3 区の虐待担当部署の連携について

児童・高齢者・障害者各セクションの虐待防止の連携体制構築と横断的な課題についての検討を行うため、保健福祉部内に連絡調整会議を設置し検討している。まずは庁内の連携体制構築のため「虐待相談窓口連携対応マニュアル」を作成し、関係部署、委託先等に配布した。

4 障害者虐待ケース検討会について

25年度は月1回関係機関の職員とともに事例検討会を実施する。隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、専門的な助言を受ける。

5 普及啓発について

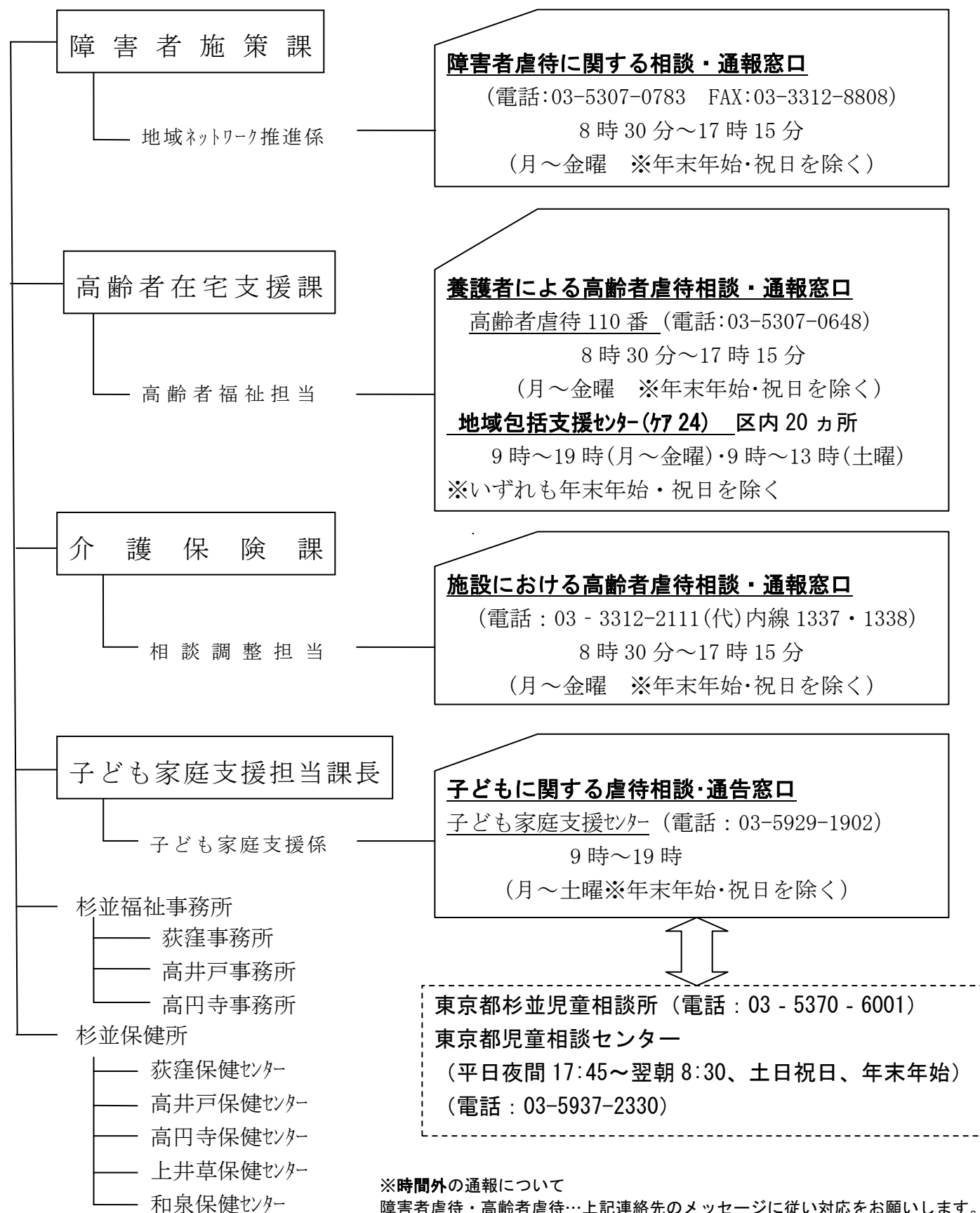
法施行一年の10月を目途に事業者向け研修やパンフレット配布など普及啓発活動を実施する予定。



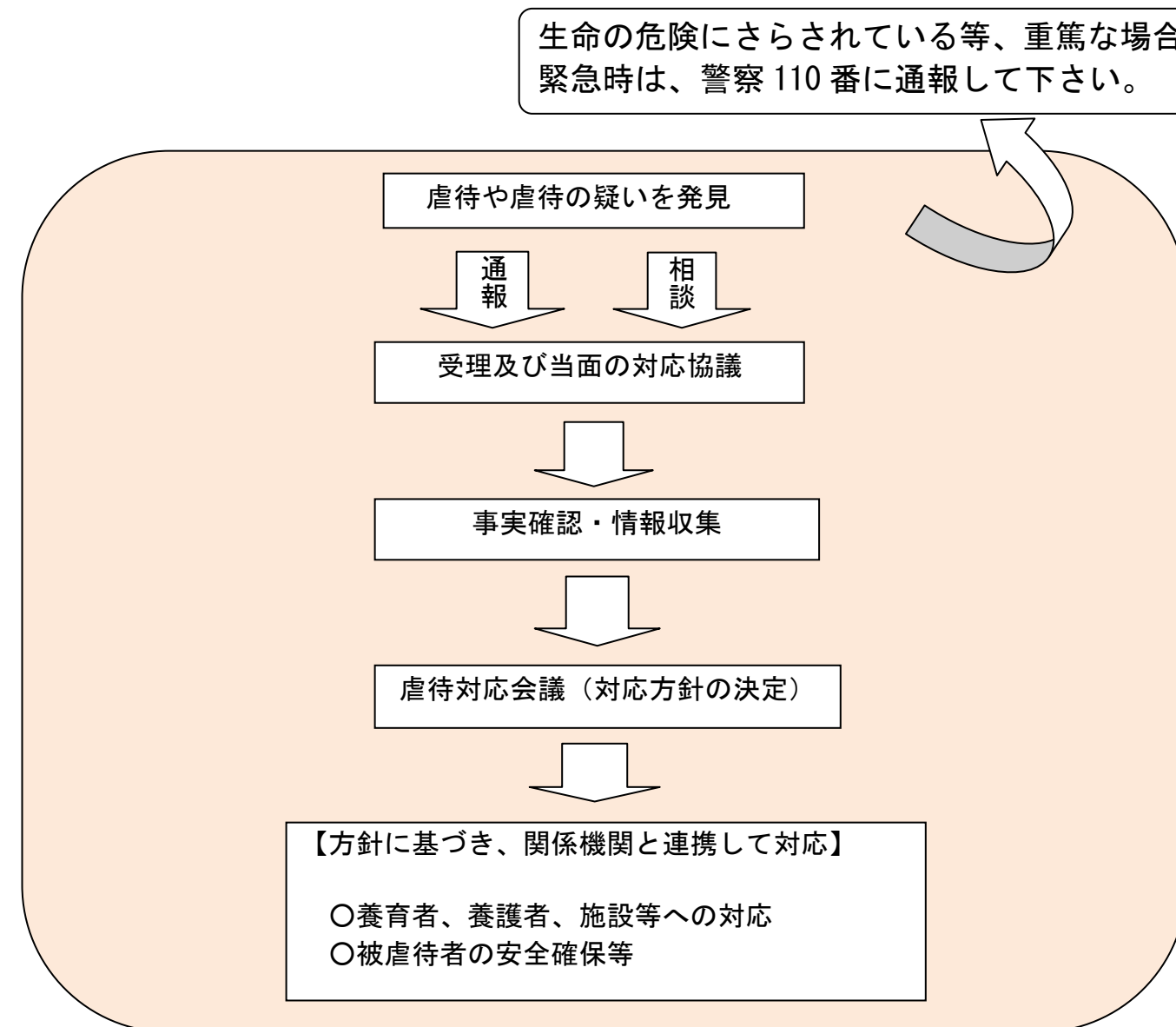
## 杉並区の虐待関係組織と相談・通報(通告)窓口及び虐待対応の流れ (平成25年4月1日現在)

生命の危険にさらされている等、重篤な場合や緊急時は、警察110番に通報して下さい。

### (相談・通報(通告)窓口)



※時間外の通報について  
障害者虐待・高齢者虐待…上記連絡先のメッセージに従い対応をお願いします。  
児童虐待…東京都児童相談センター(上記参照)へご連絡をお願いします。



### 【通報(通告)義務と個人情報の取り扱い等について】

※障害者、高齢者、児童それぞれの虐待防止法及び個人情報保護法に定められている共通事項です。

#### 早期発見努力義務

医療・福祉関係者など虐待を発見しやすい立場にある者には、早期発見努力義務が課せられています。

#### 通報義務(守秘義務に優先)

虐待を発見した者は速やかに、区市町村等に通報する義務があります。通報義務は、医師、公務員等の職務上の守秘義務に優先します。虐待の「疑い」の場合も同様であり、守秘義務違反とはなりません。

#### 通報者の保護

通報を受けた職員は、虐待通報をした者を特定させる情報を漏らしてはいけません。

#### 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、本人の同意なく、本来の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならず、また第三者に個人情報を提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」や「人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合」などはこの規定は適用されないこととされています(第23条)。虐待通報は法に基づくものであり、個人情報保護法に違反することにはなりません。

## 区立障害者・障害児施設(通所系)の福祉救援所の指定について

平成25年3月19日に開催された杉並区防災対策推進会議及び同幹事会で「当面の災害時要援護者の支援の進め方」(別紙)が報告・了承された。

この報告の「3. 福祉救援所の増設」において、区立福祉施設が福祉救援所に指定されたので、以下のとおり確認する。

### 記

#### 1. 指定施設及び名称

施設名	福祉救援所名
区立すぎのき生活園	「すぎのき生活園 福祉救援所」
区立こすもす生活園	「こすもす生活園 福祉救援所」
区立なのはな生活園	「なのはな生活園 福祉救援所」
区立こども発達センター	「こども発達センター 福祉救援所」

#### 2. 福祉救援所指定日

平成25年3月25日

#### 3. 備蓄品について

発災後3日分程度の水・食糧、避難生活必需品を、受入者の人数と施設利用者の障害等を勘案して備蓄する。

#### 4. 備蓄品の保管場所

各施設内とする。ただし、こども発達センターは、危機管理室防災課が所管する「高井戸防災倉庫内」の一部分を保管場所とする。

#### 5. 備蓄品の管理

備蓄品の消費期限切れ等による買い替えは、保健福祉部管理課が行う。また、各施設長は、備蓄品の賞味期限や保管状態の把握など適切な管理を行う。

#### 6. その他

保健福祉部管理課は、備蓄品の整備状況など必要に応じて、関係者会議をおこなうことができる。また、各施設における運用については、「災害時要援護者の福祉救護等に係る分科会」において「(仮称)福祉救援所運営管理標準マニュアル」を作成し、災害時に備えることとする。

## 平成25年度障害者の地域生活に関する調査（障害者基礎調査）について

### 1. 調査目的

障害者計画・障害福祉計画の改定及び障害者施策をより効果的に実施するため、障害者の生活実態やサービスの利用意向等を把握する調査を行う。

### 2. 調査方法

#### (1) 調査対象者の選定方法

各障害区分の障害内容等と年齢階層に応じた対象者総数から無作為に抽出。

#### (2) 調査対象障害区分、障害内容等

障害区分	障害内容等
①身体障害者	身体障害者手帳所持者 (A) 肢体不自由・(B) 内部障害・(C) 視覚障害・(D) 聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害別に対象者を抽出
②知的障害者	愛の手帳の所持者
③重症心身障害者	身体障害者手帳との重複所持者
④精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の所持者
⑤発達障害児	特別支援学級、家族会やシンポジウム等で調査協力者に依頼
⑥高次脳機能障害者	予定

#### (3) 年齢階層

①18歳未満、②18歳以上40歳未満、③40歳以上65歳未満④65歳以上の4階層。

#### (4) 調査対象者総数

5,000人程度を想定。

### 3. 調査項目

平成22年度実施時の調査項目を基礎に設定。

平成22年度実施時の調査項目は、「(参考)平成22年度実施障害者基礎調査 調査項目」を参照。

### 4. 実施スケジュール（予定）

平成25年10月中旬 調査項目及び調査票の確定

平成25年11月上旬 障害者基礎調査業務委託契約締結、調査対象の抽出

平成25年12月上旬 調査票発送

平成25年12月中旬 調査票回収

平成26年3月中旬頃 「平成25年度障害者基礎調査報告書」納品

質問事項		質問対象障害区分						平成20年度 調査項目	
本人の状況に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
全年齢	調査票の回答者	○	○	○	○	○	○	○	
	年齢・性別	○	○	○	○	○	○	○	
	手帳の所持、障害等級	○	○		○	○	○	○	
	主な障害の種類	○						○	
	「発達障害」診断の有無				○			○	
	発達に関する専門医療機関の診察の有無					○		○	
	障害原因						○	○	
	発症時期	○		○	○	○	○	○	
	家計を支えている人	○	○	○	○		○	○	
	本人の収入の種類	○	○	○	○		○		
	本人の収入額	○	○	○	○		○		
	住まいに関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	現在の住まいの状況	○	○	○	○	○	○	○	
	同居者の状況	○	○	○	○	○	○	○	
	主たる介護者の状況	○	○	○	○	○	○	○	
	主たる介護者の年齢	○	○	○	○				
	今後の住まいの意向	○	○	○	○				
	健康・医療に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	定期的な通院の状況	○	○	○	○	○	○	○	
	日常的なかかりつけ医療機関の有無	○	○	○	○	○	○	○	○
通院に要する片道の時間	○	○	○	○	○	○	○		
通院時の交通手段	○	○	○	○	○	○	○		
定期的な健康診断や歯科健診の受診状況	○	○	○	○	○	○	○		
障害福祉サービスに関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
利用サービスの状況	○	○	○	○	○	○	○	○	
今後のサービス利用の意向	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉サービス情報の取得方法	○	○	○	○	○	○	○	○	
コミュニケーションに関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
点字判読の状況（視覚障害者のみ）	○							○	
手話による意思疎通の状況（聴覚障害者のみ）	○							○	
相談に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
日常生活や福祉サービスに関する相談者の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	
困った時の相談機関の状況	○	○	○	○	○	○	○	○	
防災時の備えに関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
「地域のたすけあいネットワーク」登録の有無	○	○	○	○	○	○	○		
権利擁護に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
「成年後見制度」利用に対する考え方	○	○	○	○	○	○	○		
偏見に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
偏見を持たれたこと、嫌な思いをしたことの有無	○	○	○	○	○	○	○	○	
施策への要望に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—	
充実が必要な区の施策	○	○	○	○	○	○	○	○	
今後の杉並区に望むこと（自由筆記）	○	○	○	○	○	○	○	○	

18歳未満	未就学児に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	日中における生活の場所		○	○	○	○	○	○	○
	就学児に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	在籍している学校		○	○	○	○	○	○	○
	放課後に自宅以外で過ごす場所		○	○	○	○	○	○	○

18歳以上	交流に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	障害のある方との交流の有無		○	○	○	○	○	○	○
	気軽に話のできる人の有無		○	○	○	○	○	○	○
	気軽に話のできる人の種類		○	○	○	○	○	○	○
	就労・仕事に関する事項		身体障害	知的障害	重度心身障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	—
	収入のある仕事（作業所等を含む）の有無		○	○	○	○	○	○	
	就労の場の種類		○	○		○	○	○	○
	就労場所（杉並区内、区外）		○	○		○	○	○	○
	仕事の満足度		○	○		○	○	○	○
	就労生活を続けていくために重要なこと		○	○	○	○	○	○	○
	作業所、授産施設就労での不満点		○	○	○	○	○	○	○
	一般就労希望の有無（作業所利用者のみ）		○	○	○	○	○	○	○
	未就労の場合の日中活動状況		○	○	○	○	○	○	○
	未就労の場合の今後の就労への意向		○	○	○	○	○	○	○

# 会 議 記 録

会議名称		平成25年度 第1回杉並区障害者福祉推進協議会
日時		平成25年8月1日(木) 午後2時から3時45分
場所		区役所第3・4委員会室
出席者	委員	(敬称略) 助川・小田・三田・斎藤・大澤・高橋(博)・永田・山下・菅井・鈴木(道)・杉原・甲田・須藤・松浦・大和田・平澤・土屋・春山・藤田・佐々木・陶山・窪田(欠席)鈴木(美)
	幹事	長田保健福祉部長・田部井管理課長・武井障害者施策課長・福原障害者生活支援課長・山崎福祉事務所高井戸事務所担当課長・畦元高齢者施策課長・宮本保健予防課長・原田子育て支援課長
配布資料		<p><b>【配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱</li> <li>○ 資料2 平成25年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿</li> <li>○ 資料3 平成23・24年度 障害者福祉推進協議会の開催状況</li> <li>○ 資料4-1 杉並区障害者福祉推進協議会・地域自立支援協議会イメージ図</li> <li>○ 資料4-2 第4期杉並区地域自立支援協議会の運営方針について</li> <li>○ 資料4-3 第4期相談支援部会の活動について</li> <li>○ 資料4-4 第4期地域移行促進部会の活動について</li> <li>○ 資料5-1 平成25年度からの杉並区の障害者相談支援体制について</li> <li>○ 資料5-2 杉並区障害者地域相談支援センター「すまいる」</li> <li>○ 資料5-3 サービス等利用計画の作成について</li> <li>○ 資料6 杉並区の児童発達支援事業について</li> <li>○ 資料7 杉並区における就労支援の取り組み近況について</li> <li>○ 資料8-1 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について</li> <li>○ 資料8-2 杉並区の虐待関連組織と相談・通報窓口</li> <li>○ 資料9 区立障害者・障害児施設(通所系)の福祉救援所の指定について 別紙資料①②③ 災害時要援護者対策の検討について</li> <li>○ 資料10-1 平成25年度障害者の地域生活に関する調査(障害者基礎調査)について</li> <li>○ 資料10-2 (参考)平成22年度実施障害者基礎調査 調査項目</li> </ul>
会議次第 および要旨		<p><b>I 委嘱式</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状の交付 ※委員代表1名に交付</li> <li>3 保健福祉部長挨拶 障害者総合支援法をはじめとした法改正が相次ぎ、今後も動きのある障害者福祉分野であり、委員皆様の活発かつ忌憚のないご意見をお願いしたい。</li> </ol> <p><b>II 第1回 推進協議会</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議会開会</li> </ol>

<p>会議次第 および要旨</p>	<p>2 委員自己紹介及び幹事紹介 (資料2)</p> <p>3 会長及び副会長互選 ・会長に助川委員、副会長に小田委員が推薦され決定。</p> <p>4 会長挨拶 ・先のごあいさつにもあるように災害時の障害者対策、虐待防止等取り組む課題は多いので、委員各位の積極的なご発言をお願いしたい。</p> <p>5 報告 (幹事から) ○杉並区障害者福祉推進協議会の運営について (資料1、3、4) ○杉並区の障害者相談支援体制の再編について (資料5) ○児童発達支援事業の現況について (資料6) ○就労支援の状況について (資料7) ○障害者虐待防止への取り組みについて (資料8) ○福祉救護所の設置及び災害時要援護者対策の検討について (資料9、別紙資料①②③)</p> <p>&lt;質疑応答&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護体制について、済美養護学校は二次救護所という位置づけであるが、備蓄品等がなく、役割があいまいと感じている。今後の方向性は？ ⇒防災課とともに課題と認識しており、対応を協議していく。</li> <li>・自立支援協議会の委員に、知的障害当事者が新規に参加できることは評価するが、地域の支援者の一人でもある「親」をいれないのはなぜか、次年度委員の拡大など今後の展望はあるか。</li> <li>・推進協議会に親の会から参加しているが、説明にもあるように両協議会の役割が違うのであれば、親の立場での当事者として参加を進めるべきでは。 ⇒自立支援協議会の今期は、まず当事者参加を第一にしたところ。相談支援体制の再編もあり、地域のネットワークも再構築することになるので、今期はこの形で充実を図っていきたい。今後の課題の一つと考える。</li> <li>・サービス等利用計画作成について、18か所の相談支援事業所があると聞いたが、対象が2600人とすると1所140人前後を担当することになる。個別給付だけで、事業所が運営できるのか、区の補助が必要ではないか。不安定な運営でつぶれる事業所が出てくれば、困るのはサービス作成を依頼している利用者だと思う。 ⇒数値だけでは判断しにくいですが、潤沢な報酬とはいえないと思っている。補助などについて一自治体の裁量のものではないと考えるので、都レベルで国に要求していくなど対応を模索している。</li> <li>・福祉救護所の件で、介護者が付き添って利用するものと理解したが、家の片づけや職場対応など、家族がずっと付き添えない場合も想定してほしい。それが一番支援の必要なところと思う。 ⇒これまで発災後は震災救護所かそこで過ごせない人は、二次救護所または民間と協定した福祉救護所という流れだったが、今後は在宅避難、震災救護所、</li> </ul>
-----------------------	---

二次救援所、福祉救援所と選択肢が広がったところ。日中発災であれば、安全確認ができるまで施設でお預かりし、夜間休日発災であれば、在宅で安否確認と支援を待つか、最寄りの救援所に避難することが想定される。被災状況や職員の参集もかっちり想定できないし、想定外のことがあるものと認識している。まだ検討中の部分が多いので、今後詰めていきたい。

- ・ 障害者虐待防止の通報は、資料では日中のみと読めるが、夜間の受理等はどうなっているか。

⇒夜間・休日は、区役所夜間窓口で受理し、担当へ連絡することになっている。

## 6 議題

### (1) 第4期障害者福祉推進協議会の検討事項について

<区からの提起>

- ・ 今期の協議会の検討事項についてご意見をいただき、今後の運営方針を検討したい。今年度は、障害者計画/障害福祉計画の改定等もないため、現計画の進捗状況の報告がメインになる。障害福祉について検討する貴重な場であるためご意見をいただきたい。例えば、先の質疑応答でも関心の高い「障害者の災害時対策」などは、災害時要援護者対策全体議論の中では具体的な検討が進みにくい状況であるため、専門部会等により取り上げる必要があると認識している。

<委員からの提案>

- ・ 災害時対策については、本協議会第1期に作業部会を設けていろいろ検討した経過がある。当時は、そこでの意見が十分に反映されるルートが明確でなかったが、災害時要援護者対策協議会が設けられているのであれば、具体的な検討が進められるのではないか。
- ・ 話し合いについては、以前部会を設置して少人数での話し合いができ、大変よかった。部会を設置してはどうかと思う。  
※提案を受けて災害時の障害者対応について、部会を設けて話し合うこととする。メンバーは会長、事務局に一任。

### (2) 障害者の地域生活に関する調査について (資料 10)

- ・ 障害者計画/障害福祉計画の基礎データともなる3年に1回の調査を今年度予定している。前回22年度に実施した際の概要を資料でお配りしている。年内に調査票を配布し、その後回収し年度内の集計を予定している。次回の協議会で具体的な案をお示ししたいと考えているが、具体的なご意見があれば事務局まで寄せていただきたい。(基本的な質問項目は経年変化をみるために変えない方針だが、22年度の新規項目は「住まい方の希望」「介護者の高齢化」「差別」といったところであった。)  
※終了後、委員から「障害者本人の自己決定の支援」についてどう対応しているかなどの視点が必要ではないかとの意見あり。

## 7 その他

- ・ 「ふれジョブ」の実施状況について。(配布資料あり)

4月に第1号の「おしごと体験」がスタートしたところ。一部、新聞にも取り

上げられるなどしているが、地域全体での支援が必要と考えているので、今後とも応援をお願いしたい。

・杉並区障害者の日常生活・社会とのつながり実態調査について（資料なし）

障害者の社会のつながりの実態を知るために、標記のアンケートを6月28日に実施した。知的障害者手帳所持者のうち、日常的に支援者とのかかわりがある施設入所者やグループホーム入居者を除く1583名に送付し8月1日現在で回収920名（回収率58.4%）

今後、訪問・電話確認等が必要と判断される方には福祉事務所等から支援し、また、未回収者の状況調査を行う予定。結果は、第2回協議会で報告したいと思う。

次回 第2回協議会は10月中旬の予定。